令和８年（フ）第２６０７号
大阪府守口市八雲東町２丁目34番13号
破産者　木村由梨杏
1　決定年月日　令和８年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２８６４号
大阪市住之江区西住之江３丁目６番１号　フジパレス住ノ江Ⅰ番館　105号
破産者　竹内　一夫
1　決定年月日　令和８年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第２５２号
兵庫県西宮市樋ノ口町２丁目12番２―102号
破産者　田中須麻子
1　決定年月日　令和８年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第４３３号
兵庫県尼崎市神田中通３丁目70番地山路ハイツ302、前住所兵庫県尼崎市昭和通６丁目203番地の１藤和ハイタウン尼崎703
破産者　炭火やきとりまさるちゃんこと　大川　勝
1　決定年月日　令和８年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第１５６号
兵庫県西宮市山口町上山口４丁目７番４号ディアス悠101号、前住所兵庫県西宮市北六甲台５丁目13番８号
破産者　大津　裕司
1　決定年月日　令和８年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第１７２号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番４―1305号
破産者　中村恵二郎運送こと　中村恵二郎
1　決定年月日　令和８年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第２８１号
兵庫県西宮市本町11番８―203号、前住所兵庫県淡路市江井2411番地４
破産者　地鼻　　瞳
1　決定年月日　令和８年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第１０号
和歌山県新宮市佐野1375番地の４
破産者　功電気工事こと　谷口　　功
1　決定年月日　令和８年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所新宮支部

令和６年（フ）第６６号
東京都江東区亀戸３丁目16―11　ジェノヴィア押上スカイガーデン703、破産手続開始決定時の住所岡山県真庭市久世2033番地１
破産者　丸山　佳久
1　決定年月日　令和８年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

令和８年（フ）第５５号
愛媛県新居浜市西の土居町二丁目14番５号
破産者　鈴木　慎一
1　決定年月日　令和８年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

令和８年（フ）第４９号
宮崎県西臼杵郡高千穂町大字岩戸7475番地
破産者　佐藤　健一
1　決定年月日　令和８年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第８５号
鹿児島市東谷山７丁目24番１号　上福ハイツ201号
破産者　前田　崇博
1　決定年月日　令和８年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第１６３号
沖縄県中頭郡嘉手納町水釜六丁目15番６―303号　コーポ喜屋武
破産者　友利　正昭
1　決定年月日　令和８年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第８号
沖縄県国頭郡恩納村字真栄田2651番地１
破産者　長浜　眞春
1　決定年月日　令和８年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

令和８年（フ）第１３０号
青森県むつ市大字関根字前浜44―52、開始決定時の住所青森県むつ市大字田名部字品ノ木34番地53
破産者　葛野　貴規
1　決定年月日　令和８年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第７９号
青森県八戸市白銀三丁目15番地12
破産者　佐々木　充
1　決定年月日　令和８年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和８年（フ）第８２号
青森県八戸市桜ケ丘二丁目12番19号
破産者　鶴ケ﨑愛里
1　決定年月日　令和８年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和８年（フ）第１４号
岩手県釜石市定内町１丁目15番12号
破産者　小山　嘉彦
1　決定年月日　令和８年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

令和８年（フ）第１１０号
群馬県前橋市下新田町592番地１　３号
破産者　丸山　莉央
1　決定年月日　令和８年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係